

重要なお知らせ

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、

令和元年11月1日から、営業所に配置する事業用自動車の**減車**

または**増車**については、一定の要件に該当する場合は、届出では

なく**認可を受ける必要**があります。

(1) 最低車両数（5両）を下回る場合（霊柩、一般廃棄物、島しょは除きます。）

例① 10両→7両（3両減車）の場合・・・届出

例② 10両→3両（7両減車）の場合・・・認可申請

※減車により最低車両数を下回る場合は、原則として認可されません。

(2) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合

※増車する車両数とは、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。

例③ 10両→12両（2両増車）の場合＝ 20%・・・届出（30%未満）

例④ 10両→15両（5両増車）の場合＝ 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例⑤ 37両→48両（11両増車）の場合＝ 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例⑥ 36両→47両（11両増車）の場合＝ 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

(3) 増車については以下に該当する場合

イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

(4) その他

貨物自動車運送事業法改正により当運輸局の「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」を一部改正しており、他の審査基準等も変更になります。